

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

|                   |                |  |
|-------------------|----------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 平戸市<br>(42207) |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 田平⑦<br>(下里・上里) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年6月17日(第1回) |  |
|                   | 令和6年12月3日(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、基盤整備地がなされた優良農地が広がっており、主に食米とWCSが作付けされている。畑地では個々に露地野菜が作付けされていて地元の市場などに出荷がなされているが、耕作条件が悪い農地が多く、徐々に荒廃農地が増加していくことが懸念される。

また、農業者の高齢化や担い手不足、主たる営農組織もなく、農道・水路清掃などの作業に中々人が集まらず苦慮している。また、異常気象の影響やイノシシ、カラス、アライグマ、近年はカモなどの鳥獣被害も深刻度を増している。

さらに米の価格不安定や資材高騰の影響などにより農業所得が低く、耕作意欲低下に繋がっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備されてる優良農地は、現在の耕作者で営農を継続し、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、担い手の確保と農地の保全を図っていく。また、畜産農家に農地を集約し、耕作放棄地の発生を防いで、様々な有害鳥獣による被害対策も検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 59.0 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 38.0 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                           |
| 農地中間管理機構を活用して、畜産農家を中心とした集落内の担い手のほか入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進し、集積・集約化を進める。               |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                           |
| 基盤整備がなされている優良農地を中心に、農地中間管理機構を活用した集積・集約化を検討していく。                                            |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                            |
| 既に基盤整備がなされている優良農地は、食米とWCSの耕作により維持し、農道や水路等の維持管理に取り組む。その他の中山間地等にある農地は、基盤整備の必要性を地域で協議・検討していく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                       |
| 地域内外から多様な経営体の受け入れを促進する。                                                                    |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                        |
| 農作業の委託について、現在、各個人にてドローン等を活用した農薬散布など利用しており、今後、増加していくものと思われるため、地域での活用方針について検討していく。           |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                      |                                             |                                   |                                          |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等            |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどの鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。カモ対策について検討する。  
 ③ドローン等を活用した除草剤・農薬散布などを行い、農作業の省力化を図る。  
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などで確認、協議を行い変更する。